

大田区職員9条の会ニュース

第98号 2015年5月29日 編集 大田区職員9条の会事務局
大田区職員労働組合気付

平和の危機！ 世界中どこへでも自衛隊の派遣が可能に 安保関連法案閣議決定 安倍政権は今国会成立へ突進

◇「平和」という名の戦争法案？

「国際平和支援法案」「平和安全法制整備法案」—5月14日に安倍政権が閣議決定し、今国会を8月まで延長してでも成立させようとしている安全保障関連法案（現行法10本の改定を含め2法案にまとめて一括審議）は、「平和」の文字で飾られています。しかし、その内容は憲法第9条を骨抜きにして自衛隊を海外へ派遣できるようにするものです。これまで職員9条の会が警鐘を乱打してきた安倍政権の「積極的平和主義」が現実のものとなろうとしています。

◇「事態」って何？

また今回の法案のもう一つの特徴は、「事態」という言葉が多用されていることです。「武力攻撃事態法改正案」「重要影響事態安全確保法案」（いずれも一括法案に含まれる）等、「事態」を作り出して自衛隊をアメリカやそれ以外の国の戦闘活動を支援できるように規定するものです。これによって憲法を改悪せずに現憲法で否定している集団的自衛権を行使できるようにしようとしています。

今回の法案は自衛隊を海外へ、地球の裏側までも派遣し、武力行使が出来るようにするための「戦争法案」です。

◇日本の防衛政策の大転換

安倍政権は来夏の参院選後には憲法「改正」とを言いたしています。はじめは環境権などの国民に受け入れやすい項目で改正し改憲への否定感を薄め、本丸である第9条の改悪を射程に入れていきます。日本の若者が海外での戦闘行為によって死亡することが現実のものとなります。私たちはこの現実をしっかり見据えて、今国会で法案が成立することに、反対してゆく必要があるのではないのでしょうか。

職員9条の会は、大田区職労の旗の下、3万2000人が集まった5月3日憲法集会に参加し平和の訴えをともに行ってきました。今後も、様々な取り組みを行ってゆく予定です。組合員、区民の皆さんもともに考え意思表示をしてゆきましょう。

ドキュメンタリー映画

「標的の村」上映

—スクリーンに叩きつける、沖縄の怒り—

日 時：2015年6月4日（木）

上映開始

1回目 14時

2回目 18時30分

場 所：アプリコ 小ホール

チケット：前売 1000円

当日 1200円

学生・障がい者 500円

※組合事務所で取扱中

「標的の村」 in おおた上映実行委員会

政府は、昨年7月の集団的自衛権行使を容認する閣議決定以後、『「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の一問一答』を内閣府のホームページに掲載し、集団的自衛権を正当化するための広報戦略を繰広げてきました。

それを読むと、集団的自衛権行使の法整備が進んでも別に大騒ぎする必要もないと思ってしまいます。でも実態をよく考えると、私たちはとんでもない方向に向かっていることが分かります。

その一例は

【問15】 徴兵制が採用され、若者が戦地へ送られるのではないかと？

【政府の答】は

全くの誤解です。例えば、憲法第18条で「何人も（中略）その意に反する苦役に服させられない」と定められているなど、徴兵制は憲法上認められません。

【でもよく考えてみると】

奨学金の返済が滞っている方が多いことについて文部科学省の「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」で話し合われています。ある委員が次のような発言をしています。「今、労働市場から見ると絶好のチャンスですが、放っておいてもなかなかい

就職はできないと思うんです・・・現業を持っている警察庁とか、消防庁とか、防衛省に頼んで、1年とか2年のインターシップをやらしてもらえば、就職というのはかなりよくなる。防衛省は、考えてもいいと言ってます・・・」（2014.5.26）

職業選択の自由がありますので合わないと思えばその仕事に就かなくても構いません。しかし「どこに就職して奨学金を返すのか？」と言われたら本人はどう思うでしょうか？ 強制力を持った制度としての徴兵制が採用されなくても、実質的に選択の余地のない「経済的徴兵制」に追込まれるかもしれないのです。

また、佐高信氏は著書の中で「作家の城山三郎さんは理科系の学校に進んで徴兵を猶予される場所だったのに、それをわざわざ取消して海軍に志願した。城山さんは自らの意思による「志願」と思い込んだが、実は言論統制の下でのまやかしの戦略で、国や社会がゆがんだ情報を流したことによって導かれた「志願」だった、と後に思うようになった。」ことを紹介しています。

現在、政府が徴兵制を考えていないとしても、このような「志願兵」が生みだされてしまうかもしれないのです。

【問20】 歯止めがあいまいで、政府の判断次第で武力の行使が無制約に行われるのではないかと？

【政府の答】は

国の存立を全うし、国民を守るための自衛の措置としての武力の行使の「[新三要件](#)」が、憲法上の明確な歯止めとなっています。さらに、法案においても実際の行使は国会承認を求めるとし、国会によるチェックの仕組みを明確にします。

【でもよく考えてみると】

憲法上の明確な歯止めとしている「[新三要件](#)」に合致しているかどうかを判断するのは時の政権です。また、武力行使は国会承認を求めるとしていますが、国会は過半数で議決されるものです。つまり多数を占める政権与党が集団的自衛権行使を判断すれば、国会の「お墨つき」を得て武力行使を正当化できてしまうのです。

6月14日（日）午後 戦争法案反対全国集会（詳細未定）